

## 職業訓練指導員制度概要

### 1. 職業訓練指導員免許制度

普通職業訓練を担当する職業訓練指導員は、原則として訓練科に対応する職種の職業訓練指導員免許（123職種）を受けたものでなければならないこととなっている。（職業能力開発促進法第28条 第1項）

職業訓練指導員免許は、以下①～③の交付要件を満たす者からの申請により都道府県知事より交付される。

- ① 職業能力開発総合大学校で行う長期課程又は専門課程を修了した者
- ② 職業訓練指導員試験に合格した者
- ③ ①、②と同等以上の能力を有すると認められる者（職業能力開発促進法施行規則第39条）
  - (ア) 免許職種に関し、一級又は単一等級の技能検定に合格した者で、厚生労働大臣の指定する講習（48時間講習）を修了した者
  - (イ) 免許職種に関する学科を修めた者で工業等に関する高校教員免許を有する者
  - (ウ) (ア) の他、以下（例）の要件を満たし、48時間講習を修了した者
    - (例) ・ 免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者で実務経験1年以上
    - ・ 免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者で実務経験6年以上
    - ・ 学校教育法による大学卒業者（免許職種に関する学科を修めた者）で実務経験2年以上
    - ・ 学校教育法による高等学校卒業者（免許職種に関する学科を修めた者）で実務経験7年以上

### 2. 職業訓練指導員試験制度概要

職業訓練指導員試験の実施は平成12年度から各都道府県の自治事務と位置付けられているが、実施にあたっては全国的に同一水準が保たれる必要があることから、そのために必要な指針を国が示している。

試験は学科試験（指導方法及び関連学科）と実技試験に分かれており、職業能力開発促進法施行規則別表11において、免許職種ごとに実施すべき試験科目を定めている。さらに、詳細な実施方法に関しては職業訓練指導員試験実施要領（平成5年4月20日能発第107号）等において定めている。